

議案第126号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年（2017年）11月17日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例
執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の部宝塚市入札監視委員会の項の次に次のように加える。

宝塚市公契約条例検討委員会	公契約に関する条例についての調査審議に関する事務	8人	知識経験者 3人 事業主を代表する者 2人 労働者を代表する者 2人 公募による市民 1人
---------------	--------------------------	----	--

附 則

この条例は、平成30年3月1日から施行する。